

# 年度内の納税にご協力を！

## 「市税などの納め忘れはありませんか？」

～一人ひとりの納税が市民生活を支えます～

**市税は納期内納付が原則です**

市税などの平成24年度通常納期限は、3月末をもってすべて納期が到来します。市税などの納付は納期内の自主納付が原則です。平成24年度の納税通知書をもう一度確認し、納め忘れのある場合は、早急に納付してくださいませようお願いします。

納期限を過ぎた場合は、督促や催告書の発送などにも多くの経費がかかり、その経費も市の税金で負担することになります。また、納税義務者の方にも督促手数料や延滞金を併せて納めていただくこととなります。

### 納税一斉推進の結果

今年度も昨年11月に市職員全員により納税一斉推進を行いました。推進による収納額については、下表のとおりです。訪問時にお預かりしたものでや推進期間後に納付いただいた未納額の多くは、納め忘れによるものです。

今後とも市税などの納め忘れのないよう、また納期内納付にご協力をお願いします。

**市税などの納付には口座振替が便利です**

市税などを納めていただくには市役所や市内金融機関またはコンビニでも納付できますが、**口座振替による納税がもっとも安全・確実に便利です。**ぜひご利用ください。諸事情により年度内納付が困難な方は、ぜひご相談ください。

※次年度の納期限一覧は、3月15日号で掲載予定です。

### 納税一斉推進の収納額 (平成25年1月10日現在)

市 県 民 税	3,016,100円
固 定 資 産 税	3,012,500円
軽 自 動 車 税	634,400円
国民健康保険税	4,250,200円
介 護 保 険 料	533,880円
後期高齢者医療保険料	624,700円
督 促 手 数 料	79,400円
延 滞 金	257,800円
合 計	12,408,980円

■ 問合せ先／収税課 (☎ 02961581562 直通、☎ 5815111・7513111代表)

## 「日本一きれいなまちづくり」のために

### 犬などのペットの飼い主はマナーを守って！

市内には、ボランティアでまちをきれいにするために活動されている方たちがたくさんいます。



毎朝散歩の途中でゴミや空き缶などを拾ってくれる方、道路わきなどの除草作業をしてくれる方など、地域のために汗を流してくれる方たちのおかげで、きれいなまちが保たれています。

しかし、犬などのペットの飼い主の一部の方が糞・尿の後始末を適切にされないことから、ボランティアで作業されている方たちが迷惑をしています。

飼い主の方のマナーを守り日本一きれいなまちづくりを進めていきましょう。

■ 犬を飼ったためのマナー

- ・不幸な命を生み出さないためにも避妊・去勢手術を受

- ・犬は首輪をつけてつないで飼い、放し飼いは絶対しないでください。
- ・犬の登録(生涯1回)を行い、狂犬病の予防注射(年1回)を受けましょう。
- ・散歩時は必ずリードを付け、短く持って他の通行の妨げにならないようにしましょう。
- ・犬の糞・尿の後始末は、飼い主の責任です。犬を連れて散歩するときは、袋やシヤベルを携帯するなどして環境衛生に気を付けましょう。

■ 問合せ先／環境対策課 (☎ 5815111・7513111代表)